

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○落札者の決定 (情報政策課)	567
○救急病院である旨の告示 (医療課)	〃
○特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚))に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の変更 (水産課)	568
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (山城広域振興局)	〃
○京都府森林の適正な管理に関する条例に基づく要適正管理森林の指定 (中丹広域振興局)	569
○土地取用法に基づく事業認定 (用地課)	〃
○道路の区域変更 (山城南土木事務所、中丹東土木事務所)	570

○道路の供用開始 (中丹東土木事務所)	571
公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (山城広域振興局)	〃
○採石業務管理者試験の実施 (産業立地課)	573
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可 (都市計画課)	574
○都市計画法に基づく工事完了 (乙訓土木事務所)	〃
選挙管理委員会	
○公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程	〃

告 示

京都府告示第403号

落札者を次のとおり決定した。

令和6年8月9日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 業務の名称及び数量
令和6年度行政事務支援システムの機器賃借等及び府立学校教員用情報通信機器の賃貸借 一式
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府総合政策環境部情報政策課
京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
- 落札決定日
令和6年6月24日
- 落札者の名称及び所在地
F L C S株式会社京都支店

- 京都市下京区仏光寺通烏丸東入上柳町331番地
- 落札金額
873,906,000円
 - 契約の方法
一般競争入札
 - 入札公告日
令和6年5月7日

京都府告示第404号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院である。

令和6年8月9日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	所 在 地	認 定 日 年 月 日	認 定期限 年 月 日
市立福知山市民病院大江分院	福知山市大江町河守180	令 6. 6. 10	令 9. 6. 9

京都府告示第405号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のとおり令和6年7月31日に変更した。

令和6年8月9日

京都府知事 西 脇 隆 俊

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）	京都府定置漁業	22.9 t
	京都府漁船漁業等（日本海）	1.0 t
	京都府漁船漁業等（その他海域）	0.1 t
	留保	2.1 t
くろまぐろ（大型魚）	京都府定置漁業	28.41 t
	京都府漁船漁業等（日本海）	0.1 t
	京都府漁船漁業等（その他海域）	1.96 t
	留保	1.33 t

京都府告示第406号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和6年8月9日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宇治田原町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、宇治田原町役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

京都府告示第407号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和6年8月9日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宇治田原町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
宇治田原町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、宇治田原町役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第408号

京都府森林の適正な管理に関する条例（平成26年京都府条例第33号）第5条第1項の規定により、要適正管理森林を次のとおり指定する。

令和6年8月9日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定図 次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図は、京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課に備えておく。）



京都府告示第409号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和6年8月9日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 起業者の名称
京都市

2 事業の種類
一級河川淀川水系善峰川改修工事

3 起業地

(1) 収用の部分
京都市西京区大原野上羽町地内

(2) 使用の部分
なし

4 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
京都市西京区役所洛西支所地域力推進室まちづくり推進担当

5 事業の認定をした理由
京都市から申請のあった「一級河川淀川水系善峰川改修工事」（以下「本件事業」という。）は、以下のとおり法第20条各号に規定する要件全てに該当することから、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について
本件事業は、起業者である京都市が当該河川に係る河道拡幅による河積の拡大を実施しようとするものであり、法第3条第2号に掲げる河川法（昭和39年法律第167号）第4条に規定する一級河川に該当する。
したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について
本件事業は、起業者である京都市が都市基盤河川改修事業の認可を国土交通大臣から受け、河川改修事業に取り組んでいるものであり、所要経費については、必要な財源措置が講じられていることから、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。
したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について
ア 事業の施行により得られる公共の利益について
善峰川は、昭和10年、昭和34年及び昭和41年の豪雨による洪水のため、地域に多大な被害を引き起こした。中でも、昭和10年9月末の洪水では、堤防が決壊し、溢水による水田の流失が生じたほか、流失家屋2戸及び床下浸水20数戸の被害が生じた。
このような状況に対処するため、平成19年8月に「淀川水系河川整備基本方針」が、平成24年4月に「淀川水系桂川下流圏域河川整備計画」が策定され、当該計画に基づき、おおむね30年に1度の洪水を安全に流下させることを目標に、河道拡幅と河道掘削による河積の拡大を行っている。
上記計画に基づき、継続して河川改修を進めてきたが、未改修区間において、平成25年から大型台風が来るたびに河床洗堀や護岸の崩壊が相次いでおり、護岸復旧工事及び根継工事を実施している。
また、起業地区間内にある南條橋及びその周辺道路の幅員は2.5メートルと狭く、緊急車両が通

ることができない状況となっており、早期の河川改修による道路拡幅も必要となっている。

このような状況が生じないよう、本件事業により、河積の拡大を実施するため、所有権を取得するものである。

本件事業の施行によって、河川全体がおおむね1/10年確率の降雨を安全に流下させることが可能となるだけでなく、洗堀により、ほぼ毎年度実施している災害復旧や維持管理工事が不要になる。

その結果、水害を防止し、流域住民の不安が解消されるだけでなく、公費削減にも寄与するものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 事業の施行により失われる利益について

本件事業における環境影響評価については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び京都市環境影響評価等に関する条例（平成10年京都市条例第44号）に基づく環境影響評価の対象外の事業であり、騒音対策、防じん対策及び水質汚濁防止対策が十分に図られているため、自然環境及び生活環境に与える影響は軽微である。また、絶滅危惧種等の貴重種に相当する動植物への影響については、京都府レッドデータブックに掲載されている準絶滅危惧種等数種の生息が確認されたものの、水際植生の保全・再生や上下流の生物移動の連続性の確保などにより、工事完了後には現況と同程度には復元するものと判断され、工事による影響は軽微である。

また、起業地は文化財保護法（昭和25年法律第214号）による埋蔵文化財包蔵地に該当しないため、保存すべき埋蔵文化財への影響は無いものと予測される。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 代替案との比較について

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、「淀川水系河川整備基本方針」及び「淀川水系桂川下流域河川整備計画」に従い、3候補地を検討している。

起業地については、支障となる建物や耕作農地はなく、地域住民に与える影響は小さいと考えられ、工事の施工性についても他案と比較して優れている。また、経済性においても用地取得面積が小さく、支障物件の補償が最小となるため、事業の施行に最も適していると考えられる。

エ 比較衡量

前記アの得られる公共の利益と前記イの失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越するものと認められるとともに、前記ウのとおり本件事業の起業地は、他の候補地と比較して、最も適していると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 申請事業を早期に施行する必要性について

本件事業は、(3)のアで述べたとおり、河積不足による多大な被害状況を鑑み、早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性について

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があるものであると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。



京都府告示第410号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和6年8月9日から令和6年8月23日まで縦覧に供する。

令和6年8月9日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 道路の種類 府道
- (2) 路 線 名 志高西舞鶴線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
舞鶴市宇城屋小字ユズリハ123の1から	前	最小 8.4 m 最大 16.4	986.4 m
	後	最小 8.9 最大 19.3	

- (4) 縦 覧 場 所 京都府中丹東土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 2(1) 道路の種類 府道
- (2) 路 線 名 木津加茂線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の員幅	延長	備考
木津川市鹿背山鎌研18から 木津川市鹿背山鎌研18の15を経て 木津川市鹿背山大木谷4の3まで	前	m 最小 4.2 最大 10.3	m 157.6	現道の供用は従前のとおり
木津川市鹿背山鎌研18から 木津川市鹿背山鎌研18の15を経て 木津川市鹿背山大木谷4の3まで	後	最小 4.2 最大 10.3	157.6	
木津川市鹿背山鎌研18から 木津川市鹿背山柳谷51の5を経て 木津川市鹿背山大木谷4の3まで		最小 3.7 最大 20.2	182.7	

(4) 縦覧場所 京都府山城南土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第411号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和6年8月9日から令和6年8月23日まで縦覧に供する。

令和6年8月9日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 志高西舞鶴線
- 3 供用開始の区間及び予定日時

区 間	予 定 日 時
舞鶴市字城屋小字ユズリハ137の1から 舞鶴市字野村寺小字札幌662の1まで	令和6年8月9日 午後3時

4 縦覧場所 京都府中丹東土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和6年8月9日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社N T T西日本アセット・プランニング
大阪市都島区東野田町四丁目15番82号
代表取締役 盛山 弘一
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレンドマート伊勢田店
宇治市伊勢田町名木二丁目1番地209
- ウ 変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社N T T西日本アセット・プランニング 大阪市中央区今橋二丁目5番8号 代表取締役 盛山 弘一	株式会社N T T西日本アセット・プランニング 大阪市都島区東野田町四丁目15番82号 代表取締役 盛山 弘一	令 4. 8. 29	大規模小売店舗を設置する者の本店移転のため
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか2業者	株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか2業者	6. 2. 1	小売業を行う者の名称及び代表者の変更のため

- (2) 届出年月日
令和6年7月18日
- (3) 縦覧場所

京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
 (4) 縦覧期間
 令和6年8月9日から令和6年12月9日まで
 (5) 意見書の提出先
 京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

2(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社平和堂
 彦根市西今町1番地
 代表取締役 平松 正嗣
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
 アル・プラザ城陽
 城陽市富野荒見田112番地
- ウ 変更の内容

変更した事	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか52業者	株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか48業者	令 6. 4. 20 ほか	小売業を行う者の住所及び代表者の変更並びに退店及び出店のため

(2) 届出年月日
 令和6年7月18日
 (3) 縦覧場所
 京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
 (4) 縦覧期間
 令和6年8月9日から令和6年12月9日まで
 (5) 意見書の提出先
 京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

3(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社平和堂
 彦根市西今町1番地
 代表取締役 平松 正嗣
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
 アル・プラザ京田辺
 京田辺市田辺中央五丁目2番地1
- ウ 変更の内容

変更した事	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名	株式会社平和堂 彦根市西今町1番地	株式会社平和堂 彦根市西今町1番地	令 6. 3. 1	小売業を行う者の出店のため

名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	代表取締役 平松 正嗣 ほか18業者	代表取締役 平松 正嗣 ほか19業者		
---------------------------	-----------------------	-----------------------	--	--

(2) 届出年月日
 令和6年7月18日
 (3) 縦覧場所
 京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
 (4) 縦覧期間
 令和6年8月9日から令和6年12月9日まで
 (5) 意見書の提出先
 京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

4(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社平和堂
 彦根市西今町1番地
 代表取締役 平松 正嗣
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
 アル・プラザ木津
 木津川市相楽城西15番地
- ウ 変更の内容

変更した事	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか14業者	株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか14業者	令 6. 2. 21 ほか	小売業を行う者の退店及び出店のため

(2) 届出年月日
 令和6年7月18日
 (3) 縦覧場所
 京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
 (4) 縦覧期間
 令和6年8月9日から令和6年12月9日まで
 (5) 意見書の提出先
 京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

5(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (ア) 株式会社カインズ
 本庄市早稲田の杜1丁目2番1号
 代表取締役 高家 正行
 - (イ) 株式会社平和堂
 彦根市西今町1番地

代表取締役 平松 正嗣
 イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ガーデンモール木津川
 木津川市州見台一丁目1番ほか
 ウ 変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか15業者	株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松 正嗣 ほか15業者	令 6. 4. 1 ほか	小売業を行う者の名称の変更並びに退店及び出店のため

- (2) 届出年月日
令和6年7月18日
- (3) 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- (4) 縦覧期間
令和6年8月9日から令和6年12月9日まで
- (5) 意見書の提出先
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和6年8月9日
 京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 アークランズ株式会社
 三条市上須頃445番地
 代表取締役 坂本 晴彦
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ホームセンタームサシ八幡店
 八幡市欽明台北3番地1及び3

(3) 変更の内容（駐車場の位置については、縦覧に供する書類に示すとおり）

変更しようとする事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時	アークランズ株式会社 開店時刻 午前6時30分 閉店時刻 午後9時 その他 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時	令 6. 7. 31	顧客の利便性を高めるため
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時30分から午後9時30分まで	平面駐車場 ① 午前6時15分から午後9時30分まで その他駐車場 午前8時30分から午後9時30分まで		

- 2 届出年月日
令和6年7月22日
- 3 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 4 縦覧期間
令和6年8月9日から令和6年12月9日まで
- 5 意見書の提出先
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課



採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和6年8月9日
 京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 試験日時
令和6年10月11日（金）午前10時から正午まで
- 2 試験場所
京都経済センター 6階 6-B

(京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地)

3 試験方法

選択式筆記試験

4 試験科目

- (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全等関係法令事項を含む。）
- (2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生じる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

5 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験願書

イ 写真（受験願書提出前6箇月以内に撮影した正面・上半身・無帽、無背景のもので、縦6センチメートル、横4センチメートルのもの）

※ 写真裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載すること。

ウ 受験手数料

8,100円（所定の額の京都府納付済証を受験願書に貼付すること。）

(2) 受付期間

令和6年8月26日(月)から令和6年9月6日(金)まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

なお、郵送の場合は、令和6年9月6日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。

(3) 提出先

京都府商工労働観光部産業立地課又は京都府各広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

(4) 問合せ先

ア 京都府商工労働観光部産業立地課（電話（075）414-4848（直通））

イ 京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課（電話（0774）21-2103（直通））

ウ 京都府南丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課（電話（0771）23-4438（直通））

エ 京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課（電話（0773）62-2506（直通））

オ 京都府丹後広域振興局農林商工部農商工連携・推進課（電話（0772）62-4304（直通））



土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、八幡インター南土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年8月9日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 組合の名称

八幡インター南土地区画整理組合

2 事業施行期間

令和3年8月6日から令和8年3月31日まで

3 施行地区

八幡市欽明台北、美濃山家ノ前、御毛通、細谷、古寺、出島及び馬ヶ背の各一部

4 事務所の所在地

京田辺市山手東一丁目6番1

5 設立認可の年月日

令和3年8月6日

6 変更認可の年月日

令和6年8月9日



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年8月9日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 工事が完了した開発区域に含まれる地域

長岡京市開田四丁目20の1の一部

（関連区域）

長岡京市開田四丁目13の6の一部、20の4、竹の台18の一部、市有地

2 開発許可を受けた者の住所及び名称

長岡京市井ノ内南内畑34の6

社会福祉法人京都明星福祉会

選挙管理委員会

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年8月9日

京都府選挙管理委員会

委員長 多 賀 久 雄

京都府選挙管理委員会規程第6号

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程

公職選挙事務執行規程（昭和40年京都府選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表3 A L S O K ライフサポート株式会社ローズライフ京都の項の次に次のように加える。

S O M P O ケア株式会社有料老人ホームそんぼの家 S 壬生	同 2	中京区壬生辻町36の
-----------------------------------	-----	------------

別表3 株式会社スーパー・コート有料老人ホームスーパー・コート京・西京極の項の次に次のように加える。

S O M P O ケア株式会社有料老人ホームそんぼの家 S 京都嵯峨野	同 10	右京区嵯峨野清水町
S O M P O ケア株式会社有料老人ホームそんぼの家 S 京都嵐山	同	右京区嵯峨野千代ノ道町2の1
S O M P O ケア株式会社有料老人ホームそんぼの家 S 西京極	同 20の3	右京区西院六反田町
S O M P O ケア株式会社有料老人ホームそんぼの家 S 常磐野	同	右京区太秦北路町3
S O M P O ケア株式会社有料老人ホームそんぼの家 S 南太秦	同 1の1	右京区太秦土本町19
S O M P O ケア株式会社介護付有料老人ホームそんぼの家 太秦天神川	同 16の9	右京区太秦木ノ下町

別表3 株式会社はれコーポレーション介護付有料老人ホームあいらの杜京都桃山の項の次に次のように加える。

S O M P O ケア株式会社介護付有料老人ホームそんぼの家 京都羽束師	同 176	伏見区羽束師古川町
---------------------------------------	-------	-----------

附 則

この規程は、公布の日から施行する。